

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、
マイナンバーカードを健康保険証として利用できる
診療体制を整え診療情報・薬剤情報、
特定検診情報の取得活用し診療を行っています。

その上で厚生労働省より通達があった診療報酬改定を受け、
以下の医療情報取得加算を算定しております。

- 初診時 医療情報取得加算
- 再診時 医療情報取得加算（3月に1回限り1点を算定）

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として
ご登録・ご利用いただくことで、
過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報などを取得・活用し、
より良い医療の提供に努めています。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。